出席停止の連絡票

令和　　年　　月　　日

保　護　者　様

富山市立新庄小学校長

風しん、麻しん、水痘、流行性耳下腺炎等は、学校保健安全法により、医師の許可があるまで出席停止の扱いとなりますので、医師と相談の上、適切な処置をとられるようお願いします。

記

1　氏　名　　年　　組　　氏名

2　理　由　　百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱
結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
その他（　　）の疑い

3　期　間　　学校保健安全法施行規則第19条第２項に規定されている期間
または病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで

※　年　月　日（　）～　年　月　日（　）まで（　日間）

※は後日学校(園)で記入

主　治　医　様

上記の疾病は、感染のおそれがなくなるまで登校(園)できないことになっています。診断・治療の上、下記に登校(園)許可日を記入していただき、本人にお渡しくださいますようお願いします。

登校(園)許可証明書

学校(園)長　様

病　名：

登校(園)許可日　　令和　　年　　月　　日

診断日　　令和　　年　　月　　日

主治医氏名

- この連絡票は、登校(園)される際に必ず学校(園)にお返しください。
- 不明な点がありましたら、養護教諭または担任にお問い合わせください。

学校(園)で予防すべき感染症の出席停止の基準

富山市教育委員会(令和７年３月現在)

感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第 18 条)			出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 19 条)
第一種	エボラ出血熱		治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎（ポリオ）		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群		
	中東呼吸器症候群		
	特定鳥インフルエンザ		
	指定感染症及び新感染症		
第二種	インフルエンザ		発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日(幼児にあっては３日)を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん		解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん		発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)		全ての発しんが痂疲化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱		主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症		発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで（無症状の場合は、検体を採取した日から５日を経過するまで）
	結核		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス、パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	感染性胃腸炎 サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症 マイコプラズマ感染症 インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑(りんご病) ＲＳウイルス感染症 ＥＢウイルス感染症 単純ヘルペスウイルス感染症 帯状疱疹 手足口病 ヘルパンギーナ Ａ型肝炎、Ｂ型肝炎 伝染性膿痂疹（とびひ） 伝染性軟属腫(水いぼ) アタマジラミ症 疥癬（かいせん） 皮膚真菌症　　など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる

学校保健安全法施行規則（令和５年５月８日から施行）を基に作成